平成２２年（フ）第７０号
静岡県富士市厚原415番地の４、前住所静岡県富士市伝法1255番地の１
債務者　岡村　幸宏
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１３８号
静岡県富士市富士見台７丁目５番地の７、前住所静岡県富士市伝法253番地の１
債務者　須藤　厚子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１０１号
静岡県富士宮市大宮町５番７号
債務者　伴　　澄子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２１号
釧路市住之江町11番2404号
債務者　小山　伸子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
釧路市昭和北２丁目19番17号　メゾンドパパス101号室
債務者　山田　玲子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
熊本県八代市松崎町116番地１
債務者　上田　克美
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第６６号
熊本県八代市竹原町1894番地10
債務者　北森　淑美
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７０号
熊本県八代市植柳新町１丁目22号９番地
債務者　山下　良子
１　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９５２７号
東京都世田谷区大蔵５丁目19―27―102
債務者　阿久津貴吉
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５５５号
東京都足立区青井６丁目21―10―403
債務者　見留　幸恵
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６０８号
東京都板橋区大原町４―10―301
債務者　武藤　裕美
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６４７号
東京都江東区東砂８丁目19―６
債務者　佐々木聡子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６４８号
東京都西東京市西原町５丁目６―15―102
債務者　柴嵜　京一
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６５４号
東京都中野区若宮３丁目３―10―306
債務者　坂本　和行
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６６８号
千葉県松戸市五香南２丁目17―８―502
債務者　松山　真一
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６９１号
東京都練馬区上石神井３丁目34―21―406
債務者　野木　貴弘
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部